

経理の窓



平成18年8月1日号

今年の夏も30℃をこえる炎暑が続く厳しい気候になりそうですね。

夏バテ対策は、1に睡眠、2に栄養、3に温度調整（エアコン）

夏にキムチ?と思いましたが、唐辛子（香辛料）は、頭をすっきりさせてくれるみたいです。

今月の税務	法人 個人	: :	6月決算法人の確定申告と納付 市・県民税の第2期分の納付 個人事業税の第1期分の納付
-------	----------	--------	--

法人の役員給与の改正 2

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度について

事業を営むにあたり、個人形態ではなく法人形態を選択するメリットに、給与所得控除を活用した節税対策があります。新会社法の施行により、従前よりも会社を設立しやすくなりました。そこで、法人形態と個人形態の不公平を是正するための制度が創設されました。

平成18年度の法人税関係法令の改正の概要が国税庁より公開され、制度の内容が確認できました。この制度は、平成18年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。

制度の概要

特殊支配同族会社が、その法人の業務を主宰している役員に対して支給する給与の額のうち給与所得控除額に相当する部分として計算される金額は、損金の額に算入しないこととされました。

適用対象法人

特殊支配同族会社とは、次のイからハのいずれかに該当する同族会社で、業務主宰役員及び常務に従事する業務主宰役員関連者の総数が常務に従事する役員の総数の過半数を占めるものをいいます。

- イ 同族会社の株式又は出資の総数又は総額の90%以上を業務主宰役員グループが占める場合
- ロ 同族会社の議決権の総数の90%以上を業務主宰役員グループが占める場合
- ハ 合名会社、合資会社、合同会社で、社員の総数の10分の9以上を業務主宰役員グループが占める場合

判定の時期

特殊支配同族会社に該当するかどうかの判定は、事業年度終了の時の現況により行います。

損金不算入額の計算（原則的な計算）

特殊支配同族会社の業務主宰役員に対して支給する給与額に応じて定められた金額が損金不算入額になります。

業務主宰役員給与額	損金不算入額
650,000円以下	業務主宰役員給与額の全額
650,001円 ～ 1,800,000円	業務主宰役員給与額×40% (650,000円未満の場合は650,000円)
1,800,001円 ～ 3,600,000円	720,000円+ (業務主宰役員給与額- 1,800,000円) × 30%
3,600,001円 ～ 6,600,000円	1,260,000円+ (業務主宰役員給与額- 3,600,000円) × 20%
6,600,001円 ～ 10,000,000円	1,860,000円+ (業務主宰役員給与額- 6,600,000円) × 10%
10,000,000円超	2,200,000円+ (業務主宰役員給与額-10,000,000円) × 5%

（他に特殊支配同族会社の業務主宰役員給与額ある場合の損金不算入金額は、特例計算の算式により計算することができます。）

適用除外

特殊支配同族会社の区分に応じ次の事業年度については、この制度は適用されません。

イ 基準期間がある特殊支配同族会社

前3年基準所得金額が、800万円以下である事業年度

（各基準期間内事業年度等における業務主宰役員給与額の合計額をその各基準期間内事業年度等の月数の合計額で除し、これに12を乗じて計算した金額が前3年基準所得金額の50%相当額以下である場合には、3,000万円以下である事業年度）

ロ 基準期間がない特殊支配同族会社

当年度基準所得金額が、800万円以下である事業年度

（当該事業年度における業務主宰役員給与額が当年度基準所得金額の50%相当額以下である場合には、3,000万円以下である事業年度）

「前3年基準所得金額」及び「当年度基準所得金額」の計算は、算式にあてはめて計算します。

明細書の添付

法人が特殊支配同族会社に該当する場合には、各事業年度の確定申告書に前3年基準所得金額又は当年度基準所得金額の計算及び損金不算入額の計算に関する明細書を添付することが必要です。

